

アルコール関連問題啓発週間

11月10日▶▶16日



あなたの飲み方、大丈夫？



【アルコール健康障害対策基本法】制定 (平成26年6月施行)

アルコール健康障害の防止と支援の充実を図り、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

アルコール健康障害とは、「不適切な飲酒」の影響による心身の健康障害のことをいいます。

「不適切な飲酒」には、習慣的な多量飲酒や酩酊に至る飲酒、暴飲、

飲んではいけない条件下での飲酒（未成年・妊婦、車の運転等）などが含まれます。

ご自身や周囲の飲酒問題で困ったら、一人で悩まず相談してください。

行政

鳥取市保健所

0857-22-5616

鳥取市富安2丁目 104-2
さざんか会館2階

中部総合事務所 福祉保健局

0858-23-3147

倉吉市東巖城町2

西部総合事務所 福祉保健局

0859-31-9309

米子市東福原1丁目 1-45

県立精神保健福祉センター

0857-21-3031

鳥取市江津 318-1

相談窓口

アルコール健康障害・薬物依存症支援拠点機関

社会医療法人 渡辺病院

0857-24-1151

鳥取市東町3丁目 307

相談支援コーディネーターを配置し、関係機関との連携を含めた各種相談に応じます。

自助グループ

特定非営利活動法人 鳥取県断酒会

0859-54-3421

西伯郡大山町富長 70 *断酒会で行われている例会のスケジュール
http://www.pref.tottori.lg.jp/94667.htm

A.A. 白うさぎ (アルコール・アノニマス)

A.A. 中国セントラルオフィス

082-246-8608

特定非営利活動法人 鳥取ダルク

0857-72-1151

岩美郡岩美町牧谷 645-4

鳥取アディクション連絡会

HP アドレス

<http://www.abe.or.jp/tar/>

※上記のほか、お近くの市町村役場でもご相談をお受けします。